

ロゴマークについて

1. ロゴマーク検討の枠組み

(1) ロゴマーク検討の枠組み

実施要領には、ロゴマークに関して以下のような言及があり、平成 22 年度より、従来の全分野共通のロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）が交付されることになり、今後は当枠組みに従って記載する情報の検討を進めることとする。

第 10 章 ロゴマークの使用

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示す通り、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク

① 共通ロゴマーク



- ・ 「第三者実証」表示
 - ・ 実証番号
 - ・ 実証試験結果等
 - ・ 任意実証等の特記事項
- 等の表示の有無を各分野 WG で決定



(2) 当分野におけるロゴマーク検討の論点

1) ロゴマークの訴求対象及び訴求内容

- アンケート結果によると、ロゴマークによる訴求対象は、一般ユーザ及び自治体との意見が多く見られた。当分野に一定の知見があるユーザは試験結果報告書を見る可能性が高いことも勘案すると、ロゴマークの記載内容は、技術的な内容よりも、建物所有者等、一般的なユーザでも理解しやすいシンプルさが優先されるべきではないか。
- 「当システムを知らないユーザに当技術の『良さ』をアピールしたい」等、分野全体のアピールにつなげたいとの意見が見られた。また、ロゴマークによって、訴求対象に対して当技術の「環境性」「品質・安全性」「信頼性」等の性能を訴えたいとの意見が見られた。ロゴマークの訴求力という面では重要な視点だが、誤解を生む危険性があるとの意見もあることから、この視点をどのようにして、どこまで組み込むことができるかが論点となる。

2) ロゴマークの記載内容

- 当システムの『良さ』を直接示す要素は、実証結果である。
 - ロゴマークによって製品の性能の『良さ』を訴えたいとの意見が多いが、性能の良さを訴える唯一の要素は APF 等の『実証結果』である。
- 1)から、実証結果をロゴマーク内に示すか否かで論点が異なる。
 - －実証結果を示す場合は、ユーザ等に誤解を生まないような工夫（ロゴマーク欄外または欄内に誤解を防ぐ記載を加える等）をどのように組み込むべきか、規定化すべきかが論点となる。
 - －実証結果を示さない場合は、別の手立てでどのようにロゴマークの訴求力を高めるかが論点となる。
- いずれの場合であっても、「当ロゴマークは、第三者実証が実施されたことを証明するものである」等、ロゴマークの意味する内容を明確にユーザ等に伝える文言を記載することが必要と思われる。
 - －実証結果を示す場合は、技術やその性能の『良さ』を保証・認証するものではないこと、試験条件が報告書にて公開されていること等を伝える効果を持つと思われる。
 - －実証結果を示さない場合であっても、ロゴマークの意味や価値を明確に伝えることがロゴマークの訴求力の原点だと言えるので、一定の効果を持つと思われる。